

令和 8 年 1 1 月 1 日付採用
世田谷区マイナンバー嘱託員（会計年度任用職員）募集要領

1 職務内容

マイナンバーカードに関する事務処理（窓口での受付・案内、申請・交付関連事務、電子証明書関連事務、OA機器操作）等

2 応募資格

- （１）上記１の職務を遂行するにあたり、健康で職務に意欲のある方
- （２）地方公務員法第１６条の各号のいずれにも該当しない方（以下参照）

【地方公務員法第１６条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- １ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ２ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
 - ３ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ４ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 勤務条件

- （１）任用期間 令和８年１１月１日から令和９年３月３１日まで
 - ※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり
- （２）勤務日数 月１６日
- （３）勤務時間 １日７時間（ほか休憩時間１時間あり）
 - ※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。
- （４）勤務場所 下記①～⑥のいずれか
 - ①地域行政部マイナンバー担当課
（所在地：世田谷区三軒茶屋１－４１－１０ 三茶昭和ビル）
 - ②世田谷総合支所区民課
（所在地：世田谷区世田谷４－２２－３５ 世田谷区役所西棟）
 - ③北沢総合支所区民課
（所在地：世田谷区北沢２－８－１８）
 - ④玉川総合支所区民課
（所在地：世田谷区等々力３－４－１）

⑤砧総合支所区民課

(所在地：世田谷区成城 6-2-1)

⑥烏山総合支所区民課

(所在地：世田谷区南烏山 6-22-14)

※ 勤務場所は選べません。

※ 任用期間の途中又は再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

(5) 勤務形態

①地域行政部マイナンバー担当課

午前9時から午後5時まで、又は午前11時から午後7時まで(週1~2回程度)

土曜・日曜(年末年始を除く)の勤務は月2~3回程度。

※ 緊急の必要がある場合は、祝日の勤務をお願いすることがあります。

※ 所属長の指示により、月1回程度の出張がある場合があります。

②各総合支所区民課

午前9時から午後5時まで

土曜(年末年始を除く)の勤務は月2回程度。

(6) 報 酬 ①報酬月額 (令和8年度現在) 191,586円(地域手当相当分含む。)

②期末手当 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給

※ 常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。

※ 交通費別途支給(月額上限55,000円)

※ 超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。

(7) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)・厚生年金保険・雇用保険の適用となります。

(8) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

(9) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

(10) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)

(11) その他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数

12名程度

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接 (令和8年10月9日(金)予定)

6 選考結果

第1次選考結果は、可否に関わらず全員に求人サイトを通じて通知します。

令和8年10月1日(木)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

以下の求人サイトからお申し込みください。

サイト名：PUBLIC CONNECT（パブリックコネクト）

URL：<https://public-connect.jp/job/17755>

※パブリックコネクトへの登録が必要となります。

二次元コード→



【申込期間】

令和8年8月25日（火）～令和8年9月11日（金）（23時59分まで受信有効）

※インターネット環境がないため申込みができない場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

8 お問い合わせ先

世田谷区地域行政部マイナンバー担当課番号制度

電話：03-6413-0952（8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く）